

筆界特定の手續に関する通知

下記 1 の筆界特定の手續について、不動産登記法第 140 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 140 条第 6 項の規定により準用する同法第 133 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 6 日

神戸地方法務局筆界特定登記官

記

- 1 筆界特定の手續の表示
手續番号 令和 8 年第 17 号
対象土地 神戸市東灘区深江南町二丁目 44 番 13
神戸市東灘区深江南町二丁目 44 番 12
- 2 関係人の氏名又は名称
吉田一男
花谷芳昭
株式会社ライオン
前田一裕
中橋義郎
長谷勝子
- 3 通知をすべき事項
 - (1) 筆界特定の手續に係る意見聴取等の期日の開催の通知
 - (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。